

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	低所得子育て世帯給付金システム（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務）	
行政機関等の名称	朝霞市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども部こども未来課こども給付係	
個人情報ファイルの利用目的	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5電話番号、6続柄、7個人番号、8マイナンバー、9異動日、10通称名、11勤務先、12夫または妻の犯罪・拘禁状況（審議会）、13家庭状況、14母子または父子となった理由、15収入、16課税状況、17振込先金融機関名、預金種目、口座番号、口座名義人、18公的年金の加入状況、19児童手当支給状況、20児童扶養手当支給状況、21ひとり親家庭等医療費支給状況、22特別児童扶養手当支給状況、23子育て世帯生活支援特別給付金支給状況、24障害の有無・程度（審議会）25顔写真（審議会）、26勤務内容	
記録範囲	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者（1～26）、配偶者等（1～10、13、15、16、19～23）、対象児童（1～4、6、13、24）、扶養義務者（1～4、6、13、15、16、18、24）	
記録情報の収集方法	本人からの提出により収集（1～26） 地方公共団体から収集（20、23） 日本年金機構から収集（18） 朝霞市課税課から収集（1、16） 朝霞市障害福祉課から収集（1、2、4、17、22） 朝霞市こども未来課から収集（1、2、4、17、19、20、21）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体（19、20、23） 日本年金機構（18）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	<input checked="" type="radio"/> 法定事務・市独自事務 ※どちらかに○をしてください。